

令和2年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」推進モデル創出業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和2年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」推進モデル創出業務

2 業務目的

県内の農山村地域を活性化させる移住を促進するため、希望者が継続的に農山村地域とつながる仕組みをつくり、地域住民との関係の深化を図って移住へつなげる「埼玉ではじめる農ある暮らし」推進モデルを創出する。

3 「農ある暮らし」の定義

新たに農業を始める、農産物の生産から加工販売まで手掛ける農業の6次産業化に携わる、又は自宅近くの市民農園で野菜を育てるなど、それぞれの希望に応じた様々な形で農に関わる暮らしをすること。

4 委託期間

契約日から令和3年3月16日（火）まで

5 委託業務の内容

(1) 農山村地域移住交流会の開催

埼玉県内の農山村地域で農業や地域活性化に係る活動をしている者等で移住検討者の受入れに協力する者（以下、「地域支援者」とする）を集め、移住交流会を1回開催する。

ア 各地の活動事例の発表や、移住を検討する地域外の方との関係づくりについて意見交換をするなど、今後進めていく活動の連携の機会となるように企画し、当日の運営を工夫すること。

イ 移住交流会は、原則 ZOOM 等双方向のオンラインコミュニケーションツールを使用し、事務局の会場等は受託者において確保すること。

ウ 地域支援者となる者に対して効果的な告知活動を行い、20名程度の参加規模とすること。

(2) 現地体験オンラインツアーの開催

移住を検討する若い世代を主な対象として、農山村地域との交流の入り口となるオンラインツアーを1地域で1回開催する。なお、このオンラインツアーには(3)で創出する地域サポーターのうち1人を参加させる。

ア 県内農山村地域のうち、「農ある暮らし」の推進地域として素地がある地域(比企地域を想定)で業務を実施すること。

※比企地域選定の理由

- ・丘陵や山沿い地域が多く、米麦や大豆、野菜や花きなどのほか、観光農業なども組み合わせた多彩な農林業が営まれている。
- ・人口減少地域であるが、都市部へのアクセスは良好である。
- ・管轄内の市町村にお試し住宅や移住サポートセンターを整備しているところが多い。
- ・移住支援者がSNS等の情報発信をすすめており、オンライン上でのイベント開催などにも協力できる体制が構築されているため。

イ 農と関わる体験活動や地域が抱える課題の共有など、地域サポーターや地域支援者との相互交流も図られるものとする。なお、この様子をオンライン参加者にも同時配信できるよう企画、運営すること。またダイジェスト版を後日広く配信できるよう編集すること。

ウ 実施場所、体験者の受入れを実施する地域支援者は受託者において調整し、事務局となる会場等も確保すること。

エ 同時配信の際には地域サポーター、地域支援者等のほかオンライン参加者との交流時間を設けること。

オ オンライン参加者は15名程度とすること。

カ 比企地域以外を候補地域とする場合はその理由等を明記し、上記イ～オを満たす内容を提案すること。

(3) 地域サポーターの創出

農山村地域に興味を持つ都市住民の中から農山村地域と継続して関わりながら地域を応援するサポーター(以下、地域サポーターという)を創出するとともに、地域サポーターが行う情報発信などの活動支援を行う。

なお、地域サポーターの創出や活動支援の内容については以下の視点で提案すること。

ア 地域サポーターの活動期間は3か月程度で、通い型を想定するものとする。

イ 創出する地域サポーターの人数は2名程度とする。

- ウ 地域サポーターと県内の地域支援者とのマッチングを行うこと。
- エ 地域サポーターのうち1名は(2)のツアー開催地域での活動が望ましい。
なお、いずれの場合も地域と継続した関係を構築し、効果的な情報発信活動等が行えるように活動支援の工夫を図ること。
- オ 地域サポーターの活動期間中は地域支援者やその他関係者との調整を図ること。
- カ 地域サポーターには、活動計画を作成させ、活動地域の魅力発信者として積極的な情報発信活動などを行ってもらうように働きかけをすること。
- キ 市町村等関係機関と綿密に調整すること。

(4) 活動の発表

地域サポーターの活動成果のほか、農山村地域の地域支援者等の取組も発表する場を設け、広くPRする。

なお、発表の方法は原則オンライン上とする。イベントの開催や出展、雑誌等への掲載など、ターゲットとする若い世代や市町村移住担当者等に対して、埼玉県の「農ある暮らし」への関心を高め、移住につながる最も効果的となる発表方法を企画し運営すること。

(5) その他全般的な事項

- ア 本事業の目的を十分理解した上で、業務の進行管理を行い、実施すること。
- イ 業務遂行に当たり支障が出ないように必要な人員を配置すること。
- ウ 関係する市町村との情報共有、連携の下に業務を進めること。
- エ 協力者等に対して謝金・対価の支払いが生じた場合は、受託者において負担すること。
- オ 参加者の移動、体験活動等の安全確保に十分留意すること。なお、提案の際には5の(1)～(4)の事業を実施する際の新型コロナウイルス感染症感染防止対策に関する対応をあわせて提案すること。

6 報告書の提出

事業終了後速やかに、書面による完了報告書を県農業ビジネス支援課に提出するとともに、併せて以下のDVD-R(又はCD-R)を提出すること。

ア 完了報告書

写真等が掲載され、一連の取組の実施状況が分かるよう記載すること。また、本事業を行ったことによる効果や分析の結果も記載すること。

イ アンケート集計結果(excel ファイル)

ウ 写真(JPEG ファイル)

7 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例（平成16年条例第65号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (7) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (8) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (9) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、埼玉県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合にはこの限りではない。

なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。